

日弁連審1第404号

2019年（令和元年）8月30日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会  
事務総長 菰田 優

弁護士記章、身分証明書及び各種証明書の費用改定について（通知）

2019年10月1日からの消費税増税に伴い、2019年10月1日以降に弁護士会で申請を受け付ける弁護士記章、身分証明書及び各種証明書の費用を下記のとおり改定しますので、通知いたします。

なお、弁護士記章及び外国法事務弁護士記章の修理・改造費用（2,800円）の改定はありません。

記

【銀製弁護士記章】

|          | 旧費用                                     | 新費用  |
|----------|---|--|
| 紛失による再交付 | 10,290円<br>※内訳＝記章 9,260円<br>官報公告料1,030円 | <u>10,490円</u><br>内訳＝記章 <u>9,430円</u><br>官報公告料 <u>1,060円</u> |
| 毀損による再交付 | 9,260円                                  | <u>9,430円</u>  |

【金製弁護士記章】

|          | 旧費用                                     | 新費用   |
|----------|---|---|
| 紛失による再交付 | 76,230円<br>※内訳＝記章75,200円<br>官報公告料1,030円 | <u>76,260円</u><br>※内訳＝記章 75,200円<br>官報公告料 <u>1,060円</u> |

※①毀損による金製弁護士記章の再交付（75,200円）、②銀製弁護士記章から金製弁護士記章への交換（75,200円）、③金製外国法事務弁護士記章の再交付・交換（作成に係る実費）については、改定はありません。

【各種証明書】

|                  | 旧費用    | 新費用           |
|------------------|--------|---------------|
| 身分証明書            | 3,090円 | <u>3,150円</u> |
| 弁護士法人の社員となる資格証明書 | 1,030円 | <u>1,050円</u> |
| 登録等証明書           | 1,030円 | <u>1,050円</u> |

以上